



- ① **U I ターン者**
- ② **市内転居者【新設】**
- ③ **市外事業所からの転職者【新設】**

①～③に該当する方の採用時に
入社支度金（引越費用等）を支給された
 事業主様に**交付金**を支給します

人材不足業種における人材確保をご支援します！

**交付金の
対象業種は**
右のとおりです

（詳しくは担当まで
ご確認ください）

建設業



大分類が建設業※1

※1 日本標準産業分類（平成25年10月改定）

福祉・介護事業



小分類が児童福祉事業、老人福祉・
介護事業、障害者福祉事業 ※1

※2 雲南市産業振興条例施行規則第3条に定める対象業種

製造業

ソフト産業

宿泊業 ※2



引越費用等



Uターン者等

（市外からのUターン者、市内在住者
及び市外事業所からの転職者）

入社支度金
（引越費用等）

採用！



事業主

（市内事業所あり）

3箇月が経過

市へ申請

交付金支給

採用時の事前相談
（申請内容等）



雲南市

交付金申請の条件

- 1) 市外からのUターン者、市内在住者及び市外事業所からの転職者を雇入れた事業主
（Uターン者等が、雇用決定又は内定した日以降1年以内に雲南市に転入又は転居（住民票を有す）している。）
- 2) 3箇月以上勤務させた事業主
（雲南市内の事業所で3箇月以上業務に従事させ、申請時に正社員であること。）
- 3) 入社支度金等を支給した事業主

「入社支度金等」とは

事業主が雇用する者の**転居・転職に係る費用等**（※3）に対して支給する手当等のうち、**事業所内の規定**（※4）に基づき支給するもの。

※3 荷物の運搬費用、運搬に要した車両のリース代・燃料費等、運搬に要した消耗品費、本人及び家族の移動旅費、一律の支度金、転居先の敷金・礼金、転職祝金等を想定

※4 従業員等採用規定、採用募集要項、求人票等を想定

事業主に支給される交付金の金額

◆ 交付金額：支給した入社支度金等の実費額

- ① **Uターン者** 1人あたり：上限**10万円**
- ② **子育て世帯**（※5）の場合 1世帯あたり：上限**10万円加算**
※5 夫婦いずれかが40歳未満である世帯、又は16歳未満の子どもがいる世帯
- ③ **市内転居者** 1人あたり：上限**10万円**
- ④ **市外事業所からの転職者**
 - ・市内在住者 1人あたり：上限**10万円**
 - ・市外在住者 1人あたり：上限**5万円**

◆ 人数上限：1事業主において年3人

申請等に関して詳しい条件や手続きについては、雲南市HP掲載の要綱等をご覧ください。下記担当までお気軽にお問い合わせください。

担当

雲南市 商工振興課 山本、落部

TEL 0854-40-1052